

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

号外第47号 令和3年12月1日発行

目 次

題

【告示】

番号

755 皆伐面積の限度を公表する件

担当課名

農林水産基盤整備局

森林整備課

徳島県告示第七百五十五号

皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき令和四年一月四日から同年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐 号)第四条の二第三項の規定により公表する。

令和三年十二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

七五一・一〇	四、九六五・四五	計
五七・六六	六四四・七五	部川
八・七二	一五一・七〇	日 和 佐 川
六.00	四三・五八	那賀川下流
一二一・三五	一、六一八・五六	那
一二 . 〇五	三八九・六八	勝浦川
四三・二五	一四六・四八	鮎喰川
二〇六・三四	二八五・八六	板野
六〇・八二	一三〇・五〇	美 馬 北 岸
六七・一三	一八四・六三	穴吹川
二一・五九	11六・〇二	光川
九五・五七	四九八・九六	吉野川中流
五〇・六二	二六・回回六	祖 谷 川
土砂流出防備保安林	水源海卷保安林	单 位 区 均 名
(ヘクタール)	皆伐面積の限度	鱼 左 支 支

備考 単位区域については、 次の図に示すとおりとする。

「次の図」は、 省略し、 その関係図面を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林